

第五回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第二十二号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 川西 清君 理事 川本 末治君

理事 菅家 喜六君 理事 福田 篤泰君

理事 久保田 鶴松君 理事 立花 敏男君

理事 岡田 安正君

生田 和平君 井上 知治君

大泉 寛三君 大内 一郎君

河原伊三郎君 清水 逸平君

野村 專太郎君 龍野 喜一郎君

足鹿 覺君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口 善太郎君

田中 豊君 井出 太郎君

小平 忠君

出席國務大臣

國務大臣 植田 俊吉君

國務大臣 榎本 健吉君

出席政府委員

國家地方警察監視 間狩 信義君

委員外の出席者

國家地方警察 榎山 俊夫君

察本部長 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

五月十四日

委員船田 二君 辭任につき、その補欠として井出 太郎君が議長の名で委員に選任された。

本日(の)會議に付した事件

古物營業取締法案(内閣提出第一六三號)

地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七六號)

第一類第三号 地方行政委員会會議録

第二十二号 昭和二十四年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員会會議録

第二十二号 昭和二十四年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員会會議録

第二十二号 昭和二十四年五月十四日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七九號) 道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九七號)

○川西委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が都合により出席できかねますので、指名により委員長の職務を代行いたします。

日程を変更いたしました。去る五月十一日、本委員会に付託されました道路交通取締法の一部を改正する法律案、内閣提出第一九七號を議題として、まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。榎本國務大臣。

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。 第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならない。

歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「雜列その他の行列」の下に及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めるものを加える。

第七條第二項第一号中「車馬」の下に又は軌道車を加え、同條第三項を削る。

第八條第一項中「法令に定められた速度の範囲内」を削る。

第九條第一項を次のように改める。 自動車は、公安委員会の運轉免許を受けた者でなければ、これを運轉してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下順次三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運轉免許は、自動車運轉者試験に合格した者に対し、運轉免許証を交付して、これを発行する。

自動車の運轉者は、運轉中、運轉免許証を携帯していなければならない。

第十二條に次の一項を加える。 公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要があるとき、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條を次のように改める。 第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならない。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交さる。

同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車」に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の通行については、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條を次のように改める。 第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入っている車馬又は軌道車の進行を妨げてはならない。

同條第二項を次のように改める。 同條第二項 交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條之二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点と速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

同條第二項を次のように改める。 同條第二項 交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條之二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点と速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

同條第二項を次のように改める。 同條第二項 交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條之二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点と速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

ればならない。

前二項の場合において、右折し
ようとする車馬又は軌道車が、回
る地点に達するまでは、これを直
進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して来た
ときは、」の下に「第十七條及び第十
八條の二の規定にかかわらず、」を
加え、同條第二項の次に次の二項を
加える。

第十四條第一項及び第二項、第
十七條第一項、第十八條並びに第
十八條の二の規定は、緊急自動車
については、これを適用しない。
第十九條の次に次の一條を加え
る。

第十九條の二 交通整理の行われて
いる交差点で左折し、又は右折し
ようとする車馬又は軌道車は、横
断歩道において信号に従つて車馬
又は軌道車の進路を通行している
歩行者の通行を妨げてはならな
い。

車馬又は軌道車は、交通整理の
行われていない交差点において
は、横断歩道を通行する歩行者の
安全を確認してから、徐行して進
まなければならない。この場合に
おいては、歩行者は、当然すべき
注意をしないで車道に入り、又は
車馬若しくは軌道車の進路に接近
してはならない。

第二十三條第二項中「停止するこ
とができる。」を停止し、運轉者に
対し、そのために必要な緊急の措置
を指示することができる。」に改め
る。

第二十三條の次に次の一條を加え
る。

第二十三條の二 道路を通行する諸
車又は軌道車は、命令の定めると
ころにより、法令で定められた危
険防止及びその他の交通の安全の
ために必要な構造及び装置を備え
ていなければならない。且つ、これ
らは、調整されていなければならない。

当該警察官又は警察吏員は、車
馬又は軌道車が、第七條第二項各
号の二に該当し、又は前項の規定
に違反していると疑うに足りる相
当の理由があるときは、一時車馬
又は軌道車の操縦を停止し、運轉
免許証及び車両検査証の呈示を求
め、並びに構造及び装置を検査す
ることができる。

当該警察官又は警察吏員は、第
七條第二項各号の二に該当し、又
は第一項の規定に違反する車馬又
は軌道車の操縦者に対し、交通の
安全のために必要と認める緊急の
措置を指示し、並びにこれらの使
用主又は操縦者に対し、命令で定
める様式により、必要な構造若し
くは装置を備え、又は必要な調整
をすべき旨の警告書を交付するこ
とができる。

前項の規定による警告書の交付
を受けた者は、警告書に記載され
た期間内に、命令で定めるところ
により、必要な構造若しくは装置
を備え、又は必要な調整をしたこ
とについて、警察署長又は当該行
政廳の証明を受けなければならない。

第二十四條第一項中「車馬」の下に
「又は軌道車」を加える。

第二十六條第三項とし、

以下順次繰り下げ、同條第一項の次
に次の一項を加える。

警察署長は、前項の許可をした
ときは、命令の定めるところによ
り、許可証を交付しなければならない。
第二十六條の次に次の二條を加え
る。

第二十六條の二 第九條の規定によ
り、都道府縣公安委員会の行う自
動車運轉者試験を受け、又は都道
府縣公安委員会から運轉免許証の
交付若しくは再交付を受けよう
とする者は、命令の定めるところに
より、それぞれ、自動車運轉者試
験手数料、運轉免許証交付手数料
又は運轉免許証再交付手数料を國
庫に納めなければならない。

前條の規定により、都道府縣公
安委員会の管轄区域内の警察署長
から許可証の交付又は再交付を受
けようとする者は、命令の定める
ところにより、それぞれ、当該許
可証の交付手数料又は再交付手
料を國庫に納めなければならない。

前二項の手数料の額は、千円以
下の範圍内において、命令でこれ
を定める。

第二十六條の三 第九條の規定によ
り、市町村若しくは都が、市町村
公安委員会若しくは特別区公安委
員会の行う自動車運轉者試験を受
け、若しくは市町村公安委員会若
しくは特別区公安委員会から運轉
免許証の交付若しくは再交付を受
けようとする者から、それぞれ、
自動車運轉者試験手数料、運轉免
許証交付手数料若しくは運轉免許

証再交付手数料を徴収する場合、
又は第二十六條の規定により、市
町村若しくは都が、市町村公安委
員会若しくは特別区公安委員会の
管轄区域内の警察署長から許可証
の交付若しくは再交付を受けよう
とする者から、それぞれ、当該許
可証の交付手数料若しくは再交付
手数料を徴収する場合において
は、その額は、千円をこえること
ができない。

第二十七條第一項中「五千円」を
「五万円」に、同條第二項中「三千円」
を「一万円」に改める。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 左の各号の二に該当す
る者は、これを三箇月以下の懲役
又は五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第二十四條
第一項の規定に違反した者
二 第二十三條第二項の規定によ
る当該警察官又は警察吏員の停
止又は指示に従わなかつた者
三 第二十三條の二第二項の規定
による当該警察官若しくは警察
吏員の停止に従わず、又は呈示
若しくは検査を拒み、若しくは
妨げたる者

四、第二十三條の二第三項の規定
による当該警察官又は警察吏員
の指示に従わなかつた者
五 第二十三條の二第四項の規定
による警察署長又は当該行政廳
の証明を受けなかつた者
六 第二十六條第三項又は第四項
の規定による処分を違反した者

第二十九條中「千円」を「三千円」
に、同條第一号中「第九條第五項を
「第九條第三項若しくは第七項」に、

同條第二号中「第十二條」を「第十二
條第一項」に、「第十四條」を「第十四
條第一項乃至第三項」に、「第十六條
第二項」を「第十六條第三項」に、「第
十八條第一項又は第十九條第一項」
を「第十八條、第十八條の二第一項若
しくは第二項、第十九條第一項又は
第十九條の二」に改め、同條第四号
中「第六條」の下に、「第十二條第二
項」を加える。

第三十條中「第九條第六項」を「第
九條第八項」に改め、「第十三條」
の下に「第十六條第四項」を加え、
「又は第二十三條第一項」を、「第二
十三條第一項又は第二十三條の二第
一項若しくは第四項」に、「千円」を
「三千円」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項
の規定又は同條第二項若しくは第三
項の規定による処分を違反したとき
は、行爲者を」を「第二十三條の二第
四項の規定に違反して証明を受けな
かつたときは、同條第三項の規定に
よる警告書の交付を受けた者、第
二十六條第一項の規定又は同條第三
項若しくは第四項の規定による処分
を違反したときは、行爲者を、」に
改める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年十一
月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行爲に対
する罰則の適用については、な
お、従前の例による。

○議員國務大臣 たいま御審議を願
いましたところの道路交通取締法の
一部を改正する法律案の提案理由の御説
明を申し上げます。

同條第二号中「第十二條」を「第十二
條第一項」に、「第十四條」を「第十四
條第一項乃至第三項」に、「第十六條
第二項」を「第十六條第三項」に、「第
十八條第一項又は第十九條第一項」
を「第十八條、第十八條の二第一項若
しくは第二項、第十九條第一項又は
第十九條の二」に改め、同條第四号
中「第六條」の下に、「第十二條第二
項」を加える。

最近におきまして、自動車など高速
交通機関の著しい増加によりまし
て、道路における交通はとみに混雑の
度を増して参つたのであります。こ
れに伴いまして、交通事故発生の際
も著しく増大しているものであります。
事案道路路上における交通事故の件数は、
終戦以來増加の一途をたどつており、
それによる悲惨な死傷者も日々想像以
上の数に上つていゝのであります。

現行道路取締法は昭和二十二年十一
月に制定され、翌二十三年一月から施
行されたものであります。現在の道
路上における交通の事情や、交通事故
累増の傾向を考へますと、現行法では
これに對應するにまだ不十分のうら
みがあるものであります。このようない
地から、まず歩行者と車馬との間の事
故を防止するために、歩行者は原則と
して道路の右側を通行することとし、
歩行者と車馬とが道路の同じ側で相対
面して通行する方式、いわゆる対面交
通を採用することにいたしました。次
に交差点における車馬の交通の円滑を
はかるために、自動車の右折を、いわ
ゆる小廻りの方法といたしました。ま
たこれに伴つて、交差点を横断する歩
行者の安全が及びやがされないう、
これを保護する規定、その他車馬相互
間の通行の順位に関する規定を整備
し、もつて交差点における事故防止を
はかることにしたほか、若干の改正を
いたしたいと存するのであります。

○川本委員 たいの御説明により
ますと、第三條の歩行者を右側通行せ
しめるということに御改正のようであ
りますが、はたして現在の日本の道路
の状態から行きまして、これを急にと
りかえることの方が、むしろ今の大臣
の御説明にありまするよう、事故を
防止するといふ点からいつたら、より
多く犠牲者を出すのではないかと思わ
れますが、まずその点について承り
たいと思ひます。

○議員國務大臣 この点はこまかいよ
うな大きいような、わがりのいいよう
な悪いような感じがする、どちらとも
つかぬ議論であつて、実は長い間のこ
点について考へておつたのでありま
す。今日世界の各國とも対面通行の
方式をとつておるやうでありまして、
イギリスにおいても戦時中までは左側
を通行しておつたのが、今日は逆の方
向を通行させるということになりまし
た。それで、大体自動車よりも歩行者
の方が御承知のごとくのものですか
ら、むしろから行きました場合に引
かせることの方が多くて、対面通行の
方が自動車の來ることを早くから知
ておるものですか、よけて自動車
早く通れる、こゝういふやうな傾向にな
るやうで、今お話しのごとくに、長い間の
慣習であつたものでありますから、その慣習
をとりかえるのはよほど厄介なやうな
いふわけで、この附則もほとんど例の
ないくらい、十一月の一日からこれを
施行するといふことになりまして、こ
れまでに十分周知の方法を講じたとい
ふ思つておりました。御承知のやうにこ
の法案によりまして、人道、車道の区
別のないところだけこの方法によりま
すが、人道、車道の区別のあるところ

は、人は人道の方を通りますから、右
を通るか、左を通るかといふやうなこ
とについては、この法律は人道につ
ては触れておりませんし、また人道、
車道の区別のあるところでも、人につ
いては罰則の適用はないことになつて
おります。そゝういふやうなわけで、そ
の点では大分意を用ひまして、いづれ
にすべきかといふことを考へたのであ
りますけれども、だん／＼車がふえる
のだから、今のときにこゝういふやうに
やらなければ、あとで事故が起つて見
殺しにしなければならぬといふわけ
で、日本は車が左を通るやうにでき
て、おますから、結局人の方を右にする
こゝういふことになつたわけでありま
す。いろ／＼御質問もございまして、
が、今御質問の点はそれだけでありま
す。

○川本委員 今の大臣の御説明により
ますと、歩道と車道の区別のあること
は、普通の通行者は左側を行つても
さしつかえないといふやうに規定を御
改正になるやうであります。むしろ
これがかゝつて混乱に陥らしめる原因
じやないかと思われまゝ。日本人のよ
うに、現在の社会秩序の道徳觀念から
行きて、右を通つても左を通つても
いいといふやうなことをすれば、か
えつてその習慣がいつまでたつても、
今の人道、車道の区別のないところ
は、同じやうに左を行くといふやうな
くせが抜け切れないのじやないかと思
ひます。むしろ私はこの案に対しては
あまり賛成はしかねる。ことさら外國
がそゝういふことをしておるから、日本
もだん／＼そゝういふやうにして行か
なければいけないといふことは、どうも
過去における日本人の悪いくせで、人

がやるとすぐそれをまねをして行くとい
う、さる知恵のやうな感じがしまし
て、外國がやつても日本の國情に沿わ
ないことは、ことさらこれをやる必要
はないといふ考えを私は持つておりま
す。特にどうしてもこれをやらなければ
ならぬといふ御意見ならば、むしろ
人道、車道の区別のある道路におきま
しても、右側通行を勵行させるといふ
ことで、習慣的に右に持つて行くとい
ふことならば、比較的効果も早く現わ
れるかもしれないと思ひますが、依然
として右左を自由に撰択させるといふ
ことになれば、都會におきまする道路
はさほど問題でないかもしれません
が、いな／＼参りますと、まつたく
狭い道路で、そこへ長い間の習慣と
訓練の行き届いていない現在の日本人
をして、右に行く者も左に行く者も、
むしろそのためにめ／＼／＼になると
いふことを私どもは考へております。

○議員國務大臣 私の言葉が足りな
かつた点もありましようけれども、この
法律では区別のあるところには触れな
いといふことを申し上げたのです。し
かし外國でもあるがごとくに、慣習で
日本では右側を通行させることをなら
させるつもりでおります。その間約半
年くらいあつたら、十分になれて行く
だらうといふわけで、すぐに実行しな
かつたわけでありまゝ。従つて通行す
る場合においても、現在は左ですけれ
ども、特殊の事情がない限りには、右
を歩かせるといふやうな限りには、右
つもりでおります。その点申し上げな
くて、この法律では別にそれに触れて
おりませんといふことを申し上げた
けでありましたが、そのつもりでも
ました。それから福岡あるいは名古屋
等において、右側通行のいわゆる対面
通行をやりましたのをやめたのにつ
いては、地方だけであつたことをやり
まして、目的を十分に達しないとい
ふやうなことで、その成績は必ずしも
悪くはなかつたのですが、とりやめて
しまつたやうな例があります。それが
現在において、御承知の通りに進駐
軍方面の車は右まわりをやつておりま
すし、対面交通ではありませんけれ
ども、日本のだけが待つておるとい
ふやうな状態になつておるものです
から、どうもこの法律も改正しなければ
ならぬといふやうなことで、ついでに
主眼となつていゝ対面通行の点も解決
した方がよろしからうといふことで行
きましたわけでありまゝ。それから決
して政府が外國でやつていゝからと模
倣するわけではありません、これに
はいろ／＼な事情がありましたため
に、政府内におきまして、どうした
ものかといふ心配もありましたけれど
も、結局この方式によるのがよろし

○川西委員長代理 これより質疑に入
ります。質疑はこれを許します。川本君。

かろう、今においてこの方式をとるこ
とがよろしかろうという事で、こ
うなりましたわけで、ただ外國の模倣を
したというだけの事情ではないのであ
ります。そのいろいろの事情を申し上げ
たいのであります。ここでは露骨
にそういうことを申し上げかねる事情
なのであります。

○川本委員 大体大臣の御説明で了承
はいたしました。先ほど伺いました
車道、歩道の区別の場合に、これを左
側通行ということに自由にせず、同
じように右側ということに規定せられ
ます御意思と御自由はお持ちになつて
おりませんか。

○樺山説明員 歩道と車道の区別があ
ります場合に、歩道の左側を歩く問題
につきましても、この法律にはきめて
おりません。現在はこの法律に基き
ます道路交通取締令というものによ
りましてきめております。それによ
りまして、第八條に歩道と車道の区別
のある道路においては、歩行者は道路の右
側の歩道を通行することができ、
その歩道の左側によらなければなら
ない、こういう規定になっております。
現在は左側通行でございますから、こ
ういうふうになつておりますが、今度
右側通行にいたしました場合に、歩車
道の区別のある場合におきましては、
必ずしもその道路の右側の歩道を歩か
なくてもいい、左側を歩いてもさしつ
かえない、しかしながら左側の歩道を
歩きます場合におきましても、道路の
右側によりまして歩くようにして行く
ということ、その点につきましては
命令の規定をさうに改めまして、す
べての場合に歩行者は道路の右側を歩
くということ、一様に徹底してやつ

て行きたいというふうな考えておりま
す。
○川本委員 今の御説明によります
と、わかつたようなわからないよう
な感じがいたします。右側のうちの
左側を通るのだとか、左側のうちの右
側を通るのだとかいうような、ややこ
しいことをいつをやめて、右側ならば
右側だけしか通れないということにし
なければ、現在の日本人にはだめだ
と思う。このややこしい規定は、取締ら
れる皆さんの方ではよくおわかりにな
るかもしれないけれども、実際の民衆
というものは、表を歩くのに、外國人
のように、現在の日本人ではさほど秩
序は保てていないのですから、法律を
改められる場合に、ただ取締られる方
の人のむずかしい考えだけをたない
で、むしろ単純にして、右なら右と一
つにきめてしまふということの方がい
い。それを歩行者の場合は左を歩いて
もいいのだ、右側のうちの左を歩け
かというのか、混乱に陥れる最大の原因
だと考えられますから、これは右なら
ば右と、すべての法律をはつきりかえ
るといふお考えはないのですか。

○樺山説明員 この表現が非常にむず
かしい言葉になつていゝるものですか
ら、たいへんむずかしいような感じに
なつていたかどうかが、現在にお
きまして左側通行をやつております
場合には、たとえば銀座通りをいたし
ますと、銀座通りの左側の歩道だけを
歩くということにいたしますと、実際
上は非常に困るわけでございます。実
際は右側も歩ける、しかしながら右
側を歩く場合におきましても、左側通
行をして行くというのが現在の状況で
ございます。従いまして今度右側通行

になりましてした場合でも、やはり歩道は
どちらでも両方の歩道を通つていいの
だ、しかしながら通る場合には、やは
り右側を歩くのだ、こういうことを歩
道のある場合におきましても、あるい
はまた歩道のない場合におきまして
も、その右側を歩くということをはつ
きりいたしておきますれば、ただいま
のお話のような点は、実際問題とい
はしましては、それほど混乱しないのじ
やないかという感じを持つておりま
して、むしろ統一いたしますために右側
を皆歩く。歩道のある場合におきま
しても、左側の歩道を歩けないとい
ふことになりまして、実際問題として非常
な不便がありまして、これを慣習づ
ける上におきましても不自然じやないか
という感じでございます。その点は
やはり先ほど御説明申し上げましたよ
うに、両方の歩道を歩けるんだとい
うことは、実際問題としては、その程度
の余裕をとつておくことが、かえつて
実際の通行の現実には合うのじやないか
ということを考えております。
○川本委員 これから先はいくらお話
をしても、それこそ左側と右側を歩く
ものでありまして、一緒にはなれない
と思ひます。が、巧みな御説明により
まして、銀座通りの例を引かれたの
で、ほほわかつては參つております
けれども、私は実際問題としてあまり
感心しないと思ふことは、右側を歩く
ことそれ自身が、日本人にして急にそ
ういうことをすれば、必ず事故が激増
することは火をみるよりも明らかだ。
それよりも現在のままで、これを今の
ような無秩序な状態をなく、もう少し
車馬などに相當な注意を加えて行きさ
えすれば、私はその方がいいと思ひま

するが、いくら話しても、これは
掃蕩するところはないと思ひますの
で、この辺で質疑を打ち切ります。
○川西委員長代理 御相談申し上げま
すが、おさしつかえなければ、政府委
員に因つて説明していただこうと
思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○川西委員長代理 それでは樺山説明
員。
○樺山説明員 改正案の第三條、ただ
いま御説明申し上げましたのを図面に
表わしますと、一番右にありますが
であります。この図面に従いまして、
現在はこちらの交通によりまして、道
路の左側を、車も人も同じ方向を向
て歩き、あるいは進行してあるので
あります。従いまして、車が人を追越し
ます場合におきましては、人は車の警
笛のみによりまして、車があとから來
たということを知るよりほかはないの
でございます。それから車の側の場
合に申しますと、晝間もさうでありま
す。ことに夜間におきましては、雨が
降りますとか、暗くなつたというよう
な理由でもつて、ヘッドライトその他
をともしましても、前に行きま
す影といふものがなく、発見できない
ものがあるやうでありまして、さうい
う味におきまして、両方の立場から、同
じ方向を向いて道路の一方の側を歩
くという事は、交通の安全、危険防止
という点から言ひましては、むしろ不
合理的な歩き方でありまして、それを今
回改正したいと存じます。対面通
行の方法によりまして、道路のこちら
の側におきまして車が従前の通りに左
を動いて参ります。反対に歩行者は従
來同じ方向を歩いて参りましたもの

が、右側を歩くようになりま
すために、車が前方より來るのが自分の目
で見えます。なほ警笛等によりまし
て、音でわかります。従いまして目と
耳両方から車の存在を認識することが
できますので、危険防止の点から申
しましては一番合理的でもございま
す。また實際的でもあると私もは
考へるのでございます。
それから改正の第二の要点は、交
差点におきまして車が右に曲り、ある
いは左に曲る場合の規定を改正したい
と存じます。従来は、一番向うの
図にありますが、車がこちらから
参りまして右に曲るといたします場
合には、道路のこの交差点の範圍がこ
れだけになつておりますが、交差点の
外側をすつとまわります。ここで一
べん待つております。さうしてここ
側の交通信号が青になりました場
合に、初めて右に曲るといふ方法をと
つております。それから左に曲ります場
合には、これはこちらの青の信号の場
合に、すつと通り抜けて左に曲る。こ
ういふのが現在の方法でございます。
これを今回改正したいと思ひます。
これは左に曲ります場合は大体現在と
同じでございますが、右に曲ります場
合に、交差点の中心のすぐ近くの外側
をまわつて右に曲る、さういふふう
に改正したいと存じますのであります。
従いまして、實際の交通の流れといた
しましては、こちらが進めが出ました場
合に、まづすぐ道路の交差点の中心に
近づいて参りまして、徐行いたしまし
て、こちらが進め信号にならない場
合、赤信号でありまして、このま
ますつと右側へまわつて抜ける。さうい
ふ方法を採用したいと思ひるのでありま

を東京のまん中のように区別する必要はない。何とか線を明示さえできればけつこうであります。そういうような方法をとることが、まず対策として大事な問題ではなからうかというふうに存するのであります。これらの点について道路取締法で、はたしてそこまで考えられるかどうか。

それからもう一つお尋ねいたしたいのは、今日の道路取締りの実際は、取締官が交通違反者をつかまえて、道のまん中で、交通を止めているというふうなことを、われ／＼どこへ行つても見る実情であります。それがかえつて交通妨害になつてゐる。こういうふうな、取締りの警察官が交通妨害をしてゐる事実に対して、これは法律ではどうにもできないでしょうが、そういう道路交通妨害の対策を考へるような方面で行くべきであつて、むやみやたらに、今までの慣行を変更することは、それが致命的な問題であるならば、むしろそれがいかにか何百年來の慣行といへども、われ／＼はただちに改正しなければならぬと思ひますけれども、一利一害の問題を、ただ単にりくつの上から行つて、しかもそのりくつが、欧米の道路のより大きな道路に行われ

る例をもつて、ただちに日本にあてはめるようなことはいかがかと存するのではありませんが、この辺についての御見解を承りたいと考へるのであります。○議員國務大臣 今御質問の一、二の点についてお答えいたします。徳川時代のはちよつとお記憶違いかと思ひます。あれは封建時代の話ですけれども、武士は抜打ちがきくから、右を通らなければいけないということになつたわけで、左を通ると抜打ちがきく

が、右を通ると抜打ちがきかないから徳川時代の武士の階級では右にされたようになつて、右と左とちよつと違つたと思ひます。これは余談ですけれども、現在でも進駐軍方面では皆右小まわりをやつてゐるのですが、二、三の縣でやりましたのは、どうもその縣だけじゃ困るからというので、二、三箇月くらいでたいいやめまされたけれども、進駐軍方面ではなれておつたので、右小まわりをやつたというふうな状態です。現在も、先月私神戸、大阪方面へ参りましたときにやつておりました。また横浜でもやつてゐるし、東京でも、この間氣をつけて見ましたところ、やはりやつてゐるようなわけで、日本人の車だけが待つてゐるような状態が現在の実情です。どうも小まわりにまつた方がよからうというふうな考へを持つておられます。

それから人道、車道を区別すると、お説の通りやはりいなかへ行きますと、道一ぱいに人間が歩いておつて、實際まん中を歩けない状態ですが、これはやはり向い合えば、車が向うから来るなどというわけで、端へよけることもできます。そうでないと、急にびつくりして、飛び止つたというふうなお婆さんなどを、ずいぶん見るのです。が、ああいうようなことがなくなるのだらう。人道、車道を区別することは理想的ですけれども、これは費用が非常にかかるし、國民の負担になることであるし、現在においては資材その他の關係で実行できない。ですから、しばらくの間この点はあつてまわしにして、歩き方だけ直したいということでありましたので、今回の改正は、慣習から言いますと、急に改正しなければならな

いから、その点非常に混乱があると思ひますけれども、当事者として十分に人がなれるように、布告なりその他の手続をとることにしまして、この方法をやつてみた方がよからう、その方が混乱がなからう。ことにだん／＼車もふえて参ります。最近まで十六万台であつたのが、今二十五万くらいに車の数がふえましたし、だん／＼これから車が増えて、急ぎの者は歩行の方がいい。自動車は遅いというロンドンのような状態が現出されるおそれがあるのでありまして、今にして思ひ切つて改正した方がいいだらうというものが、今回の改正の主眼点であります。それらの点について、なお事務当局からも詳しいこと申し上げますけれども、いろいろそんな点を考慮いたしまして、今度の改正をこの際せしめておきたい。それには相当長い周知の期間を與えてやらなければいけないだらうということと考へてゐるような次第であります。その辺せつとくとお考へ願ひたいと思ひます。

○龍野委員 ちよつとお伺いします。交通取締規則で、人道、車道の区別があるところで、車道を歩いておる人に対しては何か罰則がありますか。○榊山説明員 歩車道の区別がある場合には、車道を歩きますのは、第四條に書いてござりまするに、学生生徒の隊列、葬列その他の行列は、車道を通行することができるといふやうに書いてござります。従ひまして、これ以外のものが車道を歩きました場合には、罰則があるのであります。

○龍野委員 東京のことは私いなかですから、わかりませんが、ちよつと福岡ぐらゐの都会になりますと、自動車もさることながら、自轉車というものが交通機関として非常におびただしい数に上つておるのであります。われ／＼が自轉車に乗つて最も危険に感ずるところは、車道を歩いておる人間が多いこととあります。自轉車事故による自轉車の轉覆、それによる自轉車を使用しておる者、あるいはぶつられた者のけがというものは、おびただしい数ではなからうか。これを全體的に見るならば、むしろ自動車による被害より多いのではなからうかというふうな存するのではありません。ことにまた自轉車に乗つておる人が歩道を歩いておるといふことに対しては、私はせつかく人道、車道の区別をいたした以上は、歩行者は必ず歩道を歩かなければならぬし、自轉車に乗つておる者は必ず車道を歩かなければならぬということに

して、取締り規定の強化をいたしたとしても、罰則を強化したからと言つて、必ずしもできるという問題ではなからうかと存しますが、本法は自動車に対するいろいろな諸法規が完備しておるようでありまして、自轉車に対してどういふふうなお考へをお持ちですか、お伺いしたいと思います。

○榊山説明員 自轉車によります事故件数も多少はございまして、ただいまのような点につきましても、取締り上十分注意して行かなければならぬ点だと思ひますが、自轉車の通行につきましては、ただいまお話のありましたやうな意味の規定は、ただ自轉車は車馬でございますので、車馬として車道を歩くという以外には、その他燈火の規定等はございまして、特別の規定はございせん。

○野村委員 今度提案されております改正案は、大体実情に即したもので、特に人道、車道の区別のない今日の交通事故の発生の実情から言つても、最も適切であらう。ただ長い間かかつて慣習ができておることに対して、朝令暮改のようなきらいがありますが、しかし今日の事情から思ひ切つてやることはけつこうだと思ひます。しかし原則としては、さつきお話のように、なるべくあげて歩行者は右側を行くということに努力すべきであらう。かように考へてゐるわけでありまして、特に五感に欠陥のあるやうな人たちが、現在のやうな人車ともに左側通行するということとは非常に危険でございます。こういう点で思ひ切つて改革すると同時に、このことを徹底するように努力すべきである。かように考へておられます。それから車馬の右折は進駐軍の車のごく小まわりに右折する。こういうことから大体現在は一つの進歩である。こう考へてゐるのですが、今私らの手元に配付になつております大阪はか公安委員会から、右折する場合にこれをよく自然に、なだらかに曲げて行くこと——こういうやうなことも、十分検討いたす時間がございますので、わかりませんが、こういう点の請願は対して、政府当局はどういうふうにお考へになつておられますか、これを伺いたしたいと思います。それから最近ききに罰則を強化されてゐるやうです。経済關係その他いろいろな点で今までは違ひますが、なるべくこういうことは従來においてもこういう法律によらしむるやうに行かなければならぬ。特に最近なるべく國民の自由というものを保障してゐる時代におきまして、こういうことは冷たい感じを

與えろ。これを強化せよならぬといふことはあまり賛成ができない。こう思うのですが、これを強化せよならぬ事情もあわせて伺います。以上の二点について伺いたいと思います。

○議員國務大臣 今の請願もありません。今も、内閣におきましても、たゞいまの趣旨に沿うべく、なるべく早く交差点から車を拂いたい。少くしたいという考えで、車はだん／＼ふえておられますから、車に乗つておると交差点で時間がかかつて仕方がない現状から見ましても、將來を考えてみましても、非常に寒心すべきものがありますから、そこでこれを改正して、まず実行して行きたいという考えで、さしあたりは非常な混雑がございまいしうけれども、これに馴れぬらいたいという考えでおるわけでありまますから、もし小まわりのような請願がありますならば、大体その線に沿つて実行して行きたいという考えを持っております。小まわりにつきましても、先ほどちよつと事務局からお話がありまされども、歩行者に迷惑を與えてはいけないから、なるべくそつういふ点について迷惑を與えないようにして、右小まわりをさしたいというような考えを持っております。それから罰則をだん／＼強化します。ついで、貨幣価値が下つて参りましたもので、三百円や二百円の罰金では問題にしない。ことに経済違反などにおいて、そういうふうな傾向がありますために、罰金の強化はやむを得ないかと思ひます。それからまた体刑についても整理をしたい当局の考えがありまして、目下整理をしているというふうな事情にありますこと、もう一つ裁判

に現われましした事情を見ますと、法定刑のつと低いところで判決をして行くというふうな傾向がありましたために、罰則をもう少し強化して行かなければいけないというふうな考えがありまして、そうでなければ最低限を切らなければいけないというふうな声が強つたために、体刑におきましても多少程度を高めたという点があります次第であります。これが安当であるかどうかであるかといふことは、さらに検討を加えて、事務局といたしましても、そういうふうに進ませしめたいという考えを持っております。今のお考えもつともだと思つております。

○野村委員 経済の状況に即應して、こういうふうなお話ですが、今日は必ずしもそうではない。罰金が安いから犯罪を犯すというふうなことは私はないと思ふ。このことは一般交通利用者から非常に冷たい罰則、しかもそれができますと、これによる煩鎖な手続、良心的に再び交通違反を起さないような悔悛の情があつても、なおかつ事務的に警察署へ数回呼ばれたり、いろいろ結末をつけるまでには相当な時日がかかる。さつきもどなたからかお話があつたごとく、事故のあつた違反の場所においては、交通上相当支障がございまして、さらに罰金なり、結末がつくまでには相当な時日がかかる、この違反者の良心的な悔悛の情のあるものについては、もう少しせきばきと現地で片づくような方法がとられると、たいへんよいと思ふ。單にこれは今の罰金では安い。今の経済事情から行きますとも、必ずしも私は安いものとは考へない。こういう点に対して、おそろしく罰金から来る歳入というものは、政府がこれを考えて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

それは、政府がこれを考へて國費に充てているわけでもないと思ひます。問題は、こういう犯罪を予防するところに、いわゆる体刑ないし罰金の制度がおかれると思ふ。單に罰金の多寡にはよらないと私は考へるのであります。この点は單にこの問題ばかりでなく、各般の状況が、最近になつてとみにそういう取締りなり、罰金、体刑が強化されておることは、非常に私は遺憾なことだと思つておるのです。この点政府においても、ひとつ慎重に御考慮願ひたい。

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

は、この曲ります方法を、中心の外側をまわらないで内側をまわつて抜けて行く、ここにございませうに、中心点の内側をまわつて、右の方にまわつて抜けて行く。こういうのがよいじやないかという趣旨だと思ひます。この点につきましても、從來も私もいろいろ研究をいたしまして、両者の方法の利害得失等につきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。大阪の方の行き方にしましても、一つ大阪の方の行き方におきまします。しなながら東京等におきまします。実際のやり方を見ても、たゞえは田村町の交差点あたりで非常に事故が多いのございませう。と申しますのは、内側をまわりますと、たとえは同じ方向に向います電車があるという場合に、これをスタートいたしましたら、交差点に入つて行きます所のすぐ近くから右にまわりますために、電車との間におきまして非常に衝突の危険が多いというところが、実際の面において警視廳方面で強く言われておるのでございませう。それと何と申しますか、同じ方向を向いて直進します乗物との間に衝突の危険性がある。すぐ交差点に入りまして右にまわりますために、その間の余裕が比較的なくなるというところに欠陥があるように、私どもは考へておりました。なおもう一つの点は、これは交通

ますけれども、たゞいま提案をいたしましたような方がまだいいのではないかと、結論に達しまして、お願ひをいたしておるわけでありませう。

○川西委員長代理 たゞいま法務總裁が御出席になりました。法務總裁は参議院の方及び衆議院の法務委員会にも出席を求められて御多忙の由でありますので、この際御質疑がございませうればこれを許します。

○谷口委員 法務總裁にお尋ねしたいので、今日わざ／＼御出席を願つたのであります。今私どもの委員会には古物営業取締法案と地方税法の一部改正案が出ておりますが、この両方に同様の疑義を持つ点がありますので、それをお尋ねしたいと思つたわけでありませう。お尋ねしたい第一の問題は、古物営業取締法案の中に、営業者の許可につきまして非常に嚴重な制限がございませう。第四條の規定で、右に相当するものは営業許可をしないという條項がございまして、禁以上以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けるとのなかつた後、三年を経過していない者、あるいは第一号に許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられた改めんの情の認められない者それから第四号に「営業について成年者と同じ能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相續人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとす。それから第六号に「同居の親族のうち前号に該当する者又は営業の

ますけれども、たゞいま提案をいたしましたような方がまだいいのではないかと、結論に達しまして、お願ひをいたしておるわけでありませう。

○川西委員長代理 たゞいま法務總裁が御出席になりました。法務總裁は参議院の方及び衆議院の法務委員会にも出席を求められて御多忙の由でありますので、この際御質疑がございませうればこれを許します。

○谷口委員 法務總裁にお尋ねしたいので、今日わざ／＼御出席を願つたのであります。今私どもの委員会には古物営業取締法案と地方税法の一部改正案が出ておりますが、この両方に同様の疑義を持つ点がありますので、それをお尋ねしたいと思つたわけでありませう。お尋ねしたい第一の問題は、古物営業取締法案の中に、営業者の許可につきまして非常に嚴重な制限がございませう。第四條の規定で、右に相当するものは営業許可をしないという條項がございまして、禁以上以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けるとのなかつた後、三年を経過していない者、あるいは第一号に許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられた改めんの情の認められない者それから第四号に「営業について成年者と同じ能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相續人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとす。それから第六号に「同居の親族のうち前号に該当する者又は営業の

停止を受けている者のある者」七号に、「第一号から第五号までの一に該当する管理者を置く者」などのことが書いてありまして、これらの者に対しては営業を許可しない。こういうふうな規定してあるのであります。これは憲法第十四條の「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」の違反にならないか、こういうことをまずお聞きしたいのであります。と申しますのは刑を受けて三年たない者、あるいはこの法律に關係のあるような、たとえば破産罪でない他の法で罰金以上を、三年間に二度受けた者、それに対して改後の情のない者にはやらない。今道路交通取締法案が出て審議中でありまして、政府委員の説明でも、この法律に違反して、ちよつと車道を歩いたりして罰金をとられたような人間でも、この第四條の規定によりましてひつかかるわけでありまして、破産罪を犯して古物営業の取締りの対象になるような範圍内の犯罪であれば、もちろん問題であらうと思ひますが、全然ちよつとない、交通事故、あるいは交通取締りに違反するといふような、まあだれにもありがちな、そう大して犯罪といふのは、法律があるから犯罪であるが、だれにも恥しくないような犯罪でも、二度以上罰金に処せられた場合には、改後の情があると公安委員が認定したとき以外には、許可しないということになつておる。それからまた刑を終つた人間は、現行の刑罰の觀念から申しますと、すでにそれは社会的にも、法律的にも罪は消えてしまつて、

一人前の、いわゆる青天白日のからだになつておるのであります。これによつて他の者と差別されるはずがないと思ふのであります。にもかかわらず古物営業をやろうとする場合に、これを許可しないという嚴重な規定ができたことは、とりもなおさず國民の平等權を侵害することになるのであると、私もさしうろはしようとなりに考へるわけでありまして、憲法の問題は非常に重大なことでありまして、私も日本國民が長い間のいろ／＼な苦しみを経たのちに、御承知のように大きな國家を破滅させるような大戦争の経験を経たのちに、やつと確立した近代的な民主的憲法でありまして、これはいかなる困難があつても、どこまでも守つて行く義務が私どもにはあると思ふのであります。しかるにこういうようないろ／＼な法律の点で、知らず／＼制限されてこわされて行くことになりましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きしたいのであります。これが第一点であります。

次はやはり憲法上の問題であります。憲法第三十五條には「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三條の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。三つういふことになつておるのであります。古物営業取締法の第二十三條に、「立入及び調査」といふ條がございます。これによりまして、「警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の營業所、古物の保管場所、市場又は第九條のセリ賣の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することが出来る。」三つういふことが規定されております。それから地方税法改正案の第四十五條の六には、「道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅員が財産を差押えようとするときは、滞納者の家屋、倉庫等を搜索し、又は錠をはずし、封を開きその他搜索に必要な処分をする事ができる。滞納者の財産を占有する第三者がその財産の引渡を拒んだとき、又は第三者が滞納者の財産を隠匿している疑がある場合において、その第三者についても、また、同様とする。二、前項の規定による処分は、日出から日没までの間にこれをしなければならぬ。」三つういふふうに書いてあるのであります。

これは、つまり盗品があつたり窃盜を搜索したりする必要から、古物商に對して、警察官が必要と認めるときやるといふことはわかるのであります。また地方税を確保するために、これに對する差押えの処分として、徵稅吏員が滞納者のところに行つて、差押えをする物件を的確につかむためにやるのだといふ事情もわかるのであります。が、しかし今申しましたように、これは責任ある司法当局の令状がなければできないのだといふふうに、一般的に憲法で規定してあるとしますれば、單なる地方の徵稅吏員、單なる行政官であるところの警察官が必要と認めるときといふような規定は、憲法の基本的な權利を破壊することになり、やはり憲法に抵触するのではないかと、こ

うふうに私どもは考へるのであります。これも先ほど申しましたと同様な理由で、憲法擁護の立場から、われわれ國民にとつては非常に大事なことでありますので、法務總裁の御所見を伺いたいと思ひます。

なお、先ほど私憲法の條章を間違ひまして、二十二條の「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選択の自由を有する。」といふ條章を落しましたので、つけ加えておきます。これにも触れると思ふのであります。

○殖田國務大臣 お答え申し上げます。

まず第一の古物商の許可の條件が憲法に違反するのではないかと、三つういふことですが、これはただいまお話になりました憲法第十四條の問題と申しますよりも、私は二十二條の職業選択の自由の制限であると思ふ方が適當であると思ひます。職業選択の自由は、ちよん尊重すべきであります。これは公共の福祉に反せざる限りにおいて自由を有するのであります。この古物商取締法は、つまり職業の自由は認めらるが、しかし公共の福祉の上からして、古物商については特に取締りを嚴重にしなければならぬといふ建前で參つておるのであります。つまりこの際においては、公共の福祉という價値と比較いたしまして、何れが大きいかといふことでこれを決定するほかないと思ふのであります。従つてこの許可が、公共の福祉という点から見まして正しいか、あるいは行き過ぎておるかといふようなことは、三つういふ面からお考へになるよりほかないと思ふのであります。これをかようにこまかく書いておきますのは、職業選択の自由を制限するのでありますから、従つて裁量の余地を狭めまして、許可を公正ならしめるために條件をきびしく定めたいものと考へるのであります。その條件をきびしく定めたいために、今のようないろ／＼な問題を考へることになるのであります。先ほどお話をいたしました刑罰を受けた者が、刑の執行を終つた後において、職業選択の自由がないではないかといふことですが、これも古物商といふものの本質が、特にこれを制限しなければならぬといふ考へから來たのであります。何も受刑者に対して差別待遇をするという趣意は頭無いと思ひます。かような例は、すでに新憲法後に發布されました藥事法の中に、藥劑師の資格の免許の場合において、さらに一層嚴重な規定すらもあるのであります。これは國會がどのようにお考へになりますか。國會が行き過ぎであるとお考へになれば、それは國會のお考への通りにきまらるわけでありまして、政府といひましたし、古物商といふものの性質上、かような條件はやむを得ないものとお考へて附したのであります。私どもは三つういふ意味合いにおきまして、これは二十二條の職業選択の自由を不當に制限しているものとお考へておらぬのであります。この必要の程度、有無等につきましては、議員國務大臣からも御説明があることとお考へます。

それから第二問でございますが、取締法の第三十三條の立入調査と憲法第三十五條との關係、及び地方税法第四十五條の六の規定と憲法第三十五條との關係は、何れもほほ同様の原則と考

えてよろしいかと思つております。
憲法第三十五條は、第三十三條以下の
條文の配列から見ましても、また第三
十五條の中にある「第三十三條の場合
を除いては」という字句から申しまし
ても、刑事事件に対する犯罪捜査の手
続を定めたと考えておるのであり
まして、憲法制定の際の議案におきま
して、時の木村司法大臣も明瞭にその
趣旨の答弁をいたしておるものであり
ます。

まず古物営業取締法の場合について
考えますのに、立入る時間を営業時間
中に限定し、かつまた当該職員には証
票携帯の義務を課しておるといふよう
に、その濫用を慎んでおるのでありま
す。これは犯罪捜査の場合に、特に人
権を保障しなすために令状の必要を規
定しておるといふ趣旨になりません
で、刑事事件の捜査ではありませんか
ら令状は必要としないが、しかしなが
らこれにやや越えを同じくする特別の
注意を拂つて規定をこの古物営業取締
法に設けたのであります。たとえば法
律的に申しますれば、業者の側の承諾
を強制するために、刑罰の制裁は設け
ておきますけれども、やはり理由の
ある場合には承諾を與えなくてもよろ
しい。特にまた古物営業取締法におき
ましては、とりわけ承諾を求め
て立入るのでありますから、直接強制
とは解しておりません。これは間接強
制である。こういうふうに解してお
ります。従つてこの憲法第三十五條の規
定はありまして、直接これに關係し
ないのみならず、またその精神から申
しましても、憲法の人権擁護の精神に
は違反しておらぬ、かように考えてお
るのであります。そうしてかような法

律の規定は、新憲法の制定以來も、実
に多数現存をいたしておるのでありま
す。新たに設けられました法律の中に
も、多数この種の規定は設けられてお
るのであります。この点につきま
しては、おは憲法の解釈上の議論はさ
して置かぬものと考へておつたので
あります。地方税の場合もほほ同様で
あります。つまり滞納処分の手続とい
うものは、やはり刑事事件ではない。
これは一般行政上の手続でありま
す。従つて憲法第三十五條の直接に關
係するところではない、こう考へてお
るのであります。しかししたとい行政の
目的のためであるといつたとしても、
公務員がほしいままに他人の家屋に侵
入し捜査をすることは、もとより國民
の自由を保障する憲法の精神に添ふ
えんではありませんから、そこで國稅
の場合の例をも考慮いたしまして、差
押えのため立入り捜査にあたりまし
て、当該職員は一定の証票を持つ。か
つ差押えのための捜査は、晝間におい
てのみなしうる。またその処分をする
にあつては、本人その他の者を立合
せなければならぬ。かつ立合人の署
名した一定の差控を調査を作成するこ
とをいたしまして、なお滞納処分につ
き關する者は訴願もできる、こういう
制度を幾つか設けまして、お話のごと
き憲法の基本的な人権の保障の趣旨に反
しないような措置を取つておるのであ
ります。かような次第でありまして、
この地方税の場合も、また古物営業取
締法の場合も、憲法第三十五條には直
接關係がない。従つて憲法の解釈上、
憲法違反と考へる点はないのである。
しかしながら憲法の人権擁護の精神に
かながみて、それ相當の第三十五條の

趣旨にならつた措置を講じておるつも
りである、こう申し上げたいのであり
ます。もつともお話のごとくこの点に
つきましても、御異論もありません
として、政府といたしましては憲法に違
反しないからとて、このままの運び
構へていられるつもりは毛頭ございませ
ん。いやが上にもその執行の公正を確
保し、人権の擁護に遺憾なきを期する
ために、今後國會の力をもちりまし
て、あらゆる角度から研究を重ねまし
て、法制の改善には努力をいたしたい
と考へております。

○谷口委員 この古物営業取締法案の
場合であります、刑を終つた者ある
いはまたこの古物営業取締法案が目的
としておるような犯罪に關係のない犯
罪、先ほど道路交通取締法の例もあつ
たのでありますが、こういう二つの場
合、これは特別に許可しないといふ
うに差別待遇をされるということ、
やはり憲法違反ではないか。これは刑
を終つても青天白日の身になつた人
間が、いつまでも古物営業をやるうと
思つても許されない。これは恐るべき
ことだ。それからまたこの法律の目的
としておるところは、政府委員がこの
間から非常に詳しく申されたのでよく
存じておるのでありますが、つまりい
ふ非常に窃盗犯が多くて、古物営業を
やつておる人々、その営業の中に入
つて来る犯罪としまして、窃盗による
贓品が非常に入つて来た。この窃盗犯
を防止し、あるいは捜査するといふ立
場から、古物営業をやつておる方々に
對するこつた一つの取締り規定を設
けるかといふことが、目的の根本的な
ころだと思ふ。こつた犯罪であれ
ば、今當罰犯と見られもするし、ある

いはまた再びやるだろつたといふよう
な考へ方もできないことではないと思ふ。
しかしそうではなくて、全然こつた
法律の目的とするような犯罪の範圍内
でない。それ以外の、たとえば政治的
な、あるいは労働組合運動をやつてお
りまして、私もよく前科何犯とい
うような同志がありますが、そつた
ような場合、道路交通取締法にもひつ
かかるといふような場合には、そつた
連中はむしろ古物営業者としてりつ
ばな人になるかもしれない。ただそれ
を罪に陥つたといふだけで、こつた
法律から除外にされることではないが、
憲法の精神に反することではないか。
今法務總裁の御説明でもやはりそつた
う点は疑問として残るのであります。
それから立入りの問題であります
が、今法務總裁がおつしやつたよう
に、これは行政処分としての行政官吏
がこつたことをやる場合いろいろ
問題があるので、こつた權力の濫
用をやらぬといふこと、こつた
るいろつた手を盡しているといふよう
なこつたのであります。こつた
お話があつたのであります。こつた
に、これはやはり濫用にならないよう
に、こつた、こつた、こつた、こつた
と私は思ふのであります。令状を持つ
て犯罪捜査するといふ。令状を持つ
行かれる場合にはこつたは私に当然だ
と思ふ。またこつたは古物営業者の
みならず、すべての國民は、警察が犯
人を逮捕するとか、あるいは犯罪を捜
査するとかいふような点について、必
要な目的がこつたおつたおつた、正し
い令状を持つておるとすれば、すべて
の國民はそれに協力すべきだ。しかし
こつたでなく、ただ警察官が必要と認
めた場合といふようなこつた

で、たとえば日中でありましてもど
ん店に入つて行つて、いろつた帳
簿を調べたり何かされるとすれば、こ
れはやはりこの法律規定そのものが權
力濫用を規定していることになると思
はる。私もこつたこれを改正する
とすれば、この第二十三條の前の二十
二條には、御承知の通り差止めのご
ろでこつたこつたこつた。こつた
品または遺失物と疑うに足りる相當な
理由がある場合においては、警察署長
は、当該古物商に對し三十日以内の期
間を定めて「云々」といふ「三十日以内
の期間を定めて、云々」といふことは、
この際問題ではありませんが、この場
合は盗品または遺失物であると疑うに
足りる相當の理由のある場合において
は、それを持つて行くといふことが規
定してあります。しかし第二十三條には、
「立入及び調査の」ところでは、必
要がある場合といふような、非常にあ
りまいな点でやつておるわけだ。こ
しこれを憲法の精神に反しないように
改正するとすれば、つまり盗品または
遺失物であると疑うに足りるもの、の捜
査、あるいは犯罪の防止のために必要
があるといふれば、たとえば公安委員
のその旨を記した、何か理由を示した
ものを持つて、つまり執行令状に相當
するようなものを持つて、特定なこ
ろへ行つてもいい、こつた

ますけれども、必要と認められた場合に
は、警察官はいつでも行けるといふこ
とになると、脅かされる。こつたこ
の解釈もできませんし、實際の法規を見
まして、警察官吏は、これは法務總
裁のよつたよつたよつたよつたよつた
はわからぬかも知れないが、こつた
下へ行つて、實際に商人と接觸してお

九

警察官吏の中には、もしこのように
と書いてあると、自由自在に古物商
へ入つて行つて、要らざる権力濫用を
やつて、そこに不当、不正なことが行
われるという事は、よく世間にある
ことであります。こういうことを防止
するためにも、また古物業者の基本
的人権を擁護するために、こういうあ
いまいなことを書いておくことは、憲
法の條章に違反しないというお考えで
あつても、こういうあいまいなこと
は違反行為になると私は思います。こ
ういふ点についてどうお考えになりま
すか。

それからもう一つ法務總裁のおつし
やつたことありますが、こういうふう
に憲法の基本的人権に関する各條章
に違反にならないという意味で、これ
と同様な法律が新憲法下においても、
新しい法律でたくさん現われておると
いう例をあげて見ます。私どもはこれ
こそ非常に大事なことであると思つ
がつての旧憲法下におきまして、相
当國民には自由があつたのでありま
すけれども、あの大戦に至る期間にお
きましては、政治的な、あるいは思想
的な、あるいは信仰における、そうい
う自由の制限が、一つ／＼まず實際の
問題において、何とかかんとかりくつ
をつけて、國民は狭められていた。そ
の結果有無を言わさず、あの恐しい戦
争となり、國民は絶対的軍閥の専制下
に呻吟するやうな、國を破滅させるよ
うな、こういうことになつておる。私
はこういう確信を持つておるのであり
ます。新しい憲法下におきましても同
様でありまして、これは古物の問題で
あるから、これは料理飲食店の問題で
あるから、これは買出しの問題である

からという、部分的に非常に疑義はあ
るが、この点でまあ／＼よからうと言
つて、やられること自身が、つまり新
しい法律でいろいろ疑問とする反対論
があるにもかかわらず、ぎり／＼大丈
夫だということをやつておるうちに、
次第に憲法の基本的人権という大事な
ことが、すでに既定の事実として社会
の各方面でこわされてしまつた。この結
果として逆作用として、こゝろの事
がすでにあるから、憲法自身も改正し
ていいんだという、恐るべき逆行の精
神が生れないとも限らない。こゝろの
ことを私どもは非常に恐れるのであり
まして、いかなる小さいことであつて
も、これはたくさん例があればあるほ
ど、こいつは食い止めなければならな
いと思つておられます。そういう点に
ついて法務總裁のお考えをもう一べん
はつきりさせておいていただきたいと
思つておられます。

○殖田國務大臣 お話の点はまことに
ごもつともでありまして、旧憲法下
におきまして、十分人権は保障されて
おつたのでありますが、ただその運用
がよろしきを得なかつたというた
めに、今日のような事態に際会いたした
のであります。これは何人に責を備す
べきものでもなく、國民自身が負うべ
き責であります。今日におきまして
も、憲法はつばにできましてたけれど
も、この精神を生かすか生かさぬか
は、われ／＼國民の責任であります。
ただいま問題になつております法律の
上の御議論もござります。これはごも
つともな御議論が多数あると考へま
す。しかしながら行政上の必要か
ら行政上の必要と申しますのは、

から、基本的人権に類するものといえ
ども、これは制限しなければならぬ。こ
れは憲法が認めておるところでありま
す。従つてその公共の福祉が重きか、
あるいはこの自由の制限が不当である
かという兼ね合いのところ、私はそ
の両方の調和できまされるのであると思
うのであります。これは政府といたし
ましては、たとえば古物営業の取締り
というやうなものについては、かよう
な規定を設けなければ公共の福祉が十
分に維持できない。但しその立入りと
いうやうなことは、いろいろ
こまかい條件を付ける、あるいは営業
の許可については、こゝろの條件を付
するといふやうなことによつて、職業
上の自由なり、あるいは基本的人権は
十分保障するやうにしたい。こゝろ
いふつもりでこの法律ができておるの
であります。しかしながら國會が御審
議になりまして、この点は行過ぎであ
る。この点はかように改めたい。ある
いはこの点はまだ十分ではないかと
いふお考えでありますならば、これは
國會でおきめになることでありまし
て、政府は何もこの法案を一方的に改
めまして、これで間違いないと申し上
げておるわけではないのであります。

政府はさやうな確信を持つて出してお
りますけれども、これは政府だけの考
えでありますから、國會においてまた
別なお考えで御審議になりまして、お
きめになることは、これは毛頭異存が
ないのであります。むしろ將來この法
律ができましたあけ、この條文のま
まで法律が成立したといたしまして、
將來これを運用いたしましたして、その結
果お話のごとき欠陥がど／＼出て参
りますならば、それはまた國會でも御

修正になりましたし、政府としても、
また修正案を提出するに決してやぶさ
かではないのであります。今日のこと
はこの程度の條文で御心配のやうなこ
とはまずあるまい。こゝろのこと
の提案をいたしておるのであります。
この点をひとつおくみとり下さいまし
て、十分に御審議をお願いしたいと思
ひのであります。

○野村委員 地方税法の四十五條の條
文について、今谷口さんからお話があ
りました。経済の九原則によりまし
て、徴税をまつたからしめるといふ点に
対しては、最も重要な点であります
が、國税の徴収の面においても正確か
どうか。各税務署等のいろいろな実情
を見ましても、必ずしも理想通りに行
かない。どんなりつばな憲法があつて
も、今總裁のおつしやつた通りに、こ
れをりつばに運営をいたさなければ、
その憲法の成果といふものは発揮でき
ないことはごもつともであります。こ
ういふ点からいろいろ法律案が出て
来るのだらうと思われませんが、この法
案によりまして滞納処分、財産差押え
に対して、都道府縣、市町村の吏員
が、この法規によつてやられることに
なるわけですか。これは國税の徴収の面
においても遺憾な事実が散見できる。
しかも嚴格に言つて官紀が必ずしも十
分に、寸毫も完結しておるとはいえ
ないものであります。こゝろの事情にお
いてこゝろの峻厳な法律が、この運用
に十分正確を期し、國民が憲法、法律
といふものを正しく消化できないと
同時に、これを徴税する吏員の方々
が、これまた正確に行使できない可
れば、私は非常に危険だと思つた。しか
し國税と地方税の両税を通して、國民の

負担は限度に行つておると思つた。
しかもその限度も、なおまた國家再建
のために、營々としてこれに忍従しな
ければならぬという状態におかれてお
ることは、われ／＼も認めるのです。
しかし司法処分、司法手続によらずし
て、こゝろの行政的の形において、簡
易な立入り、あるいは会計帳簿とか、
金庫だとか、銀行通帳だとか、そゝろ
うものを立ち入り調査することは、こ
れは常識的に考えられると思つた。
が、あるいは家宅、倉庫、錠前までと
りはずして行くといふやうな、非常に
深刻苛烈な條文をそのまま行くとい
ふときにおいて、現在の徴税官の素質を
批判されておる現実において、私は正
しくこの法規が行けるかどうか、しか
も全國に起つておる反税運動、その他
いろいろの面において、正しくこれを
運営しておるかどうかといふことは、
私は考慮の余地があると思つた。こゝろ
う点に対してこゝろの苛酷な法規が出
て、これを完全に実施することができ
るかどうかといふことを、非常に私は
憂うものであります。そういう点に
おいて私は法務總裁のこれを實際運営
する面においての御所見を、この機会
に承りたい、こゝろの思つた。

○殖田國務大臣 これらの法律の運営
は、各該行政官廳において実行する
ところでありまして、法務總裁とい
たしまして直接これにくちばしを入
れることはできませんけれども、しかしな
がら政府の一員として考へますのは、お話
のごとく、かような苛酷なる苛酷
といふのは少し言ひ過ぎておるかも存
じませんが、いろいろときびしい法律
ができますことも、これまた國民の現
状――官吏の側におきまして、國民

に承りたい、こゝろの思つた。

に承りたい、こゝろの思つた。

の側におきましても、いろ／＼な現在の状態からいたしまして必要である。こういう規定を設けなければ、とうてい徴税あるいはその他の行政を完全に行うことが出来ません。この規定のみを私は責めるわけに行かないと思つております。政府の行政官吏の側においても、またこれを受ける國民の側においても、同じくこの法律を、かような規定を發する事態があるのではないかと憂うるのであります。問題は結局官吏の側においても、國民の側においても、さらに一層不断的訓練を積み、教養を高め、知性を高め、そうしてこの法律を完全に運用するよきな状態に至らなければならぬと思つてあります。政府といたしましては直接の責任者でありますから、むろん行政に當ります者の素質を向上せしめ、これを訓練し、さらにその監督を十分にいたしまして、この法律をしてあくまでやるべきからしめたいと決心いたしておるのであります。むろんそれらの点につきまして非常な努力と決意とを必要とするのであります。今回の行政整理等におきましても、その固い決意のもとに、実は行政を簡素化しつつ、その能率を大いにあげたい、そうして立派なる官吏をもつて行政を運営して行きたい、こういう考えを持つて、実は事に當つておるのであります。御心配の点は重々私どもも理解が出来るのでありまして、今後は一層の努力をいたしまして、それらの点について万遺憾なきを期したいと思つてあります。もちろん法律を實行いたしまして、いろいろと欠陥も出て参るでありまして、また必要な、不十分な点も発見して参

りましょう。それらは今後皆さんの御協力によりましてこれを訂正し、改善して行くことには、もちろんやぶさかではないのであります。

非常にごまかいことでありまして、私も今ここで答へができませんが、事務当局がおりますから、事務当局にひとつお願いいたします。

○久保田委員 法務總裁も御承知のことと思いますが、古物営業取締法の第一條の中に、この法律において古物とは、一度使用された物品、もしくは使用されぬ物品で使用のために取引されたというのがあるのであります。これについてこの間からいろ／＼伺つておるのであります。はつきりしないのであります。私法務總裁に伺つておきたいと思ふのは、たとえて言ひならば、三年、五年前から自分の家につたというよきな場合に、これを古物業者の人に一度依頼するといふよきな場合に、これが警察の方から調査に参られまして、すぐ警察につれて行かれまして、書類をつくられて、法務總裁の所管のもとにまわされるのであります。そういう方は非常に氣の毒です。息子が戦死して孫を養つて古物営業をやつておる、あるいは主人が戦死してその子供を養つておるといふよきな人が、次から次へとその営業権を取消されて行くといふことなるのであります。しかしそれと反対に、衣料品配給統制規則にしたかの臨時物資供給調整法の第十條におきまして、消費者の所有するものを除くといふ文句があるのであります。こういう点等の限界がはつきり大臣からお答え願えないのであります。この点を一應法務總裁から、はつきりひとつお答えを願つておきたい、かように存するのであります。

○田園國務大臣 ただいまの御質問は

○久保田委員 そのお答えであるならば、結局この間からいろ／＼尋ねておられまして、それは同じことになつてわがらない。今申しました第一條と、また國警の方からお答えになります問題と、非常に食い違ひがあると思ふので、法務總裁にお尋ねしたのであります。

○田園國務大臣 それはさうなご答へはありさうなご思ひますが、伺つてみますと、これは實際の具体的な事件が起りました場合、彼此比較検討いたしまして、最も妥當なる解決をする場合に道がないと思ふ。いかなる場合においても、いかに規定いたしましたとしても、さういふことは出て来るだ

うと思ひます。いろ／＼な法律が競合いたしますから、その間に矛盾もございまして、一見調和のとれない問題も出て参ると思ひます。それはもしお話のごとく檢察の手に移りましたら、檢察当局をしてよく慎重に研究させまして、實情に即した、法の精神にそむかないよきな解決をさせるほかにいと考へます。一々ご今の問題についてかような解釈があると、はつきり申し上げかねるのではないかと存じます。

○谷口委員 さつきの質問の続きで、最後にお聞きしておきたかつたのであります。公共の福祉のためにどういふふうには、盛んに法務總裁はおつしやつておられるし、また自分の見解がさうであつても、國會がさうではないといふ見解をする場合は、いつもその方に行くといふふうにおつしやつておられるのであります。これは種田さんなかなかなる言ひ方で、三十五人の共產党相手に、二百何十人の民主自由党としては自由自在なんです。さういふ数の上でなくては、新しい憲法ができたといふあの歴史的事実の中に、眞實なもの、眞理、さういふものの観点から、たとへば少数の言ひ方であつても、多数の考へ方であつても、それであつたら、ごうだ多数で可決するものでなくては、政府の中での法律の問題を扱つていらつしやる法務總裁が、さういふやり方をやつても遺憾でないといふ考へ方を持つていらつしやるのか、私はどう考へても遺憾だと思つてあります。遺憾であるかいは、ただ法文の上での理論的な解釈もできると思ひます。法律学者はよくやつて居るの

の問題でも、税金を課せられた納税者が、これはどう考へても不当だ、そこで更正決定を願んでみる。地方税の場合にはかかるべく訂正方を申出る。さういふ間でも差押えができる。しかも競賣もできるといふ建前になつて居る。ところが最近では税金が非常に過重でありますから、いろ／＼な点で納税者の納付の行かないよきな状態が、非常にたくさんあつて、あれからもこれからも、納税するに對しての適切な課税を期待する申出があり、従つて納税する期限も遅れるよきな場合もあるのがあります。これはさういふ申上げたのであります。これはさういふこと、は、もはや悪い人間の一つの犯罪的行為ではなくて、非常に税金が重くなつて、やりきれないほど國民が背負わされて居るといふことの中へ、もはや一般的なことである。しかも税務署あるいは地方團體の徴税係から来る課税のやり方の中に、非常に納得のできないものがたくさんあつて、これを是正方を願ふよきな、さういふ期間中にもなされる差押えであり、競賣である。従つてこれはある特殊な人間に對するものでなくて、一般的なことになつて居る。さういふときに、こんなひどい。今民主自由党の委員の方もおつしやつたよきな、非常に苛酷な條件で、有無を言わせずに錠前をはずし、あるいはどこでもひつくりかえすといふよきなやり方で、行政措置としてやる、さういふ恐ろしいやり方をやつて居る。それこそ公共の福祉に反する。公共の福祉といふのは、どういふふうには法律上お考へになるか知りませんが、これは國民全体の利益のためであります。これは決して政府の福祉ではない。だから

ら國民全体を憲法の基本的な人権の立場から、その利益を守つて行く。これをやほりどきまでも守るといふ立場に立ちたいと思つております。そうすると、この古物営業取締法案という問題で言へば、許可の問題、立入り及び調査の問題、あるいはまた地方税法改正の問題で言へば、財産の捜査といふような條章は、そういう實際の立場から見ると、憲法のもとにはつきりと保障されている基本的人権の侵害になる。この点について國會が侵害になると言ふならばなるのであり、そうでないと言ふならばそうでないといふような考え方でなく、法務總裁として、なるといふべきだ。これはやはり直すべきだといふお考えを持つていらつしやるか、こつちやつていいのだ。こつちやつていして國民を苦しめてもいいのだ。それで憲法に反しないのだといふお考えかどうか。それをほつきりお答えしていただければいいのであります。

○殖田國務大臣 谷口君のお話をまつまでもなく、憲法の精神に違反するよきな法規は、断然それを改むべきであります。ただ、今具体的問題になりまして法律は、必ずしも憲法には違反しておらぬ、こつち考へるといふことを申し上げたのであります。しかし今後この運営において、この具体的問題のみならず、多数の法律、法令あるいは命令等において、憲法違反の疑いのあるものが多数存在し、また將來も出て來ると思つてあります。それらにつきましては、私法務總裁といたしまして十分の研究をいたしまして、憲法の精神に違反しないように、またもし違反とはつきり思われるものがあるならば、この改正を提議いたしまして、

だん／＼に直して行く。こつち考へるとは私も今日決意をいたしておるのであります。政府においても、もちろん憲法の精神に反するよきな法規を、そのまま存続せしめる意思は毛頭ございせん。なるべく政府としても憲法の精神に最もよく合致するように、法制を直して行きたい。これはもうその考えに毛頭間違ひはないのであります。もしたゞいま谷口委員のお話のごときとがございしましたならば、どし／＼おつちやつていただきますれば、それについて十分傾聴いたしまして、研究を続けまして、何分の措置を講ずるにやぶさかではないのであります。このことを申し上げておきます。

○門司委員 總裁がお出でになつておりますので、お聞きしたいと思つております。実は先ほど谷口君からもお話がありました。他、委員からもお話がございました。この委員からのお話がつたと思つて、差押えの條項が地方税法の中にありまして、四十五條に一切の捜査権が與えられております。憲法の三十五條を見ると、司法権に基く捜査権は許されておりますが、行政権に基く捜査権があるかどうか、これはどういふふうに御解釈になつておるか、これはきわめて重要な問題であります。司法権に基いて、むろん証憑のあつた場合に、司法官が令狀を持つて捜査することはいいと思つております。しかしこれらの問題は、地方の行政官といつても、町村の役場の吏員であります。いわゆる徴稅吏であります。しかも地方の町村の徴稅吏までが、家宅捜査にひとしいこつちいう権限を持つことになつて参りますと、私は非常に人心に及ぼす影響が、かなり大きな弊害が起つて來はしないかといふことが、實際問題としては考へられま

うのであります。ただいまのところこの法律で、まず間違ひのない程度に、憲法の精神は保持できるものと考へて提案をいたした次第であります。

○門司委員 どうもはなはだ不足であります。それよりも先に聞いておきたいと思つておつたのは、われ／＼はこつちいう捜査権を用いる者は、憲法の中を見ましても、大体三十五條に規定されておる以外には見当りません。木体行政官が簡單にこつちいうことができるといふかといふことが、憲法の條文ではあまり見当りませんから、いづれ憲法の條文の基本によつて、こつちいうものをお書きになつたかといふことではあります。それからさらにつけ加えて申し上げておきますが、先ほどの法務總裁の御意見は、もし／＼あいが悪ければかえりもよむといふ御意見であります。それではちよつと國民は困ります。單にこれが法律について定めた、あるいはその他憲法で定められた範圍における一つの條項であつて、法律だといふならば、それが悪ければ法律をもつてこれをかえることはできるかもしれませんが、基本的なものがその憲法に違反してははしないかといふ、きわめて大きな疑いを持つものであつて、これをやつてみて憲法違反であつたら取消すといふことでは國民が迷惑いたします。もし憲法違反の條項があつて取消すといふようなことになれば、最高裁判所に提訴して、最高裁判所の決定を待つ以外にないと思つたのです。その間にこれらの法律が施行されれば、この被害はわれ／＼机の上で議論しておるわけにはいかない。こつちいうことをわれ／＼は憂へるのであります。これが法務總裁のように憲法違反の疑いがあればかえてよいといふのは當然であつて、それまでの間、われわれ人民に及ぼす影響がきわめて重大でありますので、従つてもし法務總裁の方でこつちいうお考えがあれば、明白になるまでこの條項を撤回願ひたい。われわれこつち考へておるのであります。この点のお考えをひとつ承つておきたい。

○殖田國務大臣 私の今申し上げましたのは、この問題になつておられます法律が、憲法違反である、憲法違反の疑いがあるといふことを申し上げたのであります。ただ今日の地方吏員の程度とか、何とこいふもので、この法律を運用いたして参りまして、その結果法律のちを越えまして、憲法違反のよきな問題を惹起する憂いがあるのではないかといふおそれもあつたので、運用してみても、こつち考へておつたので、法律の書き方が悪いから法律の條文なりを改めて、つばな法律にしたいといふことを申し上げたのであります。また基本人件ではありますし、けれども、憲法三十一條にもありますように、何人も、法律の定める手続によらなければ云々と書いてありますので、法律によつて定めれば、公共の福祉のために、相当に自由を制限し得ることは、憲法自身が認めておるので、その範圍内でやつておつてもあります。

○門司委員 私はこの点がよくわからぬのです。法律で定めれば公共の福祉のためにならよいといふことは三十二條にも書いてあります。さらに十二條にもこつちいうことがほつきり明記してあります。あります。こつちの問題はそれよりも少し深く立ち入つて、刑

事件の場合には、はつきり三十五條に規定してあつて、そうして司法権の発動はそれによつて行われる。しかし行政権までそういうことは憲法の中に書いてありませんので、われわれはその点非常に危惧するのであります。片方は当然國家の福祉のために、司法権の発動によつてできる。しかし行政権の発動によつてできるというふうな條項は、ただ法律で公共の福祉のために定めることができからというこゝにならざる。これはおの／＼の見方でありまして、法律は御承知のようにときの政府がかわり、議員がかわつて参りますと、おの／＼の解釈がかわつて来るのであります。従つて必ずしもあなたの今お考えのようなことが、——あなたはさういふようにお考えになつておられるかもしれませんが、多くの人は、公共の福祉よりも憲法の基本人權に觸れる問題だといふように解釈しておるのであります。その點の解釈が少し考え方が違つておられますので、意見の食い違ひがあるものと思ひますが、いづれにしましても私の聞いておられますのは、三十五條以外の規定で、憲法に基いてどういふ制度をしてよといふ、たゞ單に公共の福祉のために、法律で定めることにはできるという三十三條あるいは三十二條といふものだけではない、ほかに三つありした憲法上の根拠があるかといふことでもあります。

する規定をしてさしつかえない、こう考へるのであります。憲法三十五條の規定のできましたのも、從來の古い憲法でもその精神はあつたのであります。特に刑事事件につきましては、それが常に既罰されておる、その精神を犯されておる。従つて刑事事件だけは、せひともこれを保障しなければならぬといふので、特にあの規定が加わつたものと考へておるのであります。しかしながらその精神においては、行政の問題であるうと、刑事事件であるうと同様であります。でありますから私どもは、何もあの三十五條の規定を蹂躪したような規定を所在に設けようといふのではないのであります。なるべくこの精神を汲んだ、ほとんどこれに匹敵するほどの條件を定めて、さうしていただきたいような行政の処分をしようといふのであります。しかしながらお話のごとく、それだけでは不十分だ、あの憲法三十五條と同じような規定をそのまま置いたらどうかといふようなお話も出て参つておりました。これは私は今後の研究課題として、十分に考慮はいたしたいと思つておられます。しかししたいところ、ざればと申して現在問題になつております法律が、憲法違反の疑ひがある。だからただちにこれは提案を引込めるとおつしやつても、それには同意いたしかねるのであります。

○門司委員 そうなつて参りますと、さらにお聞きしてみたいのであります。それが、それならこれの施行にあたりまして、三十五條には御承知のように、はつきり令状を出す條項になつております。この場合に今總裁の御意見では、判事の令状に匹敵するような公正なるものを出さるゝといふことでありました。この改正案によりますと、税の問題は市町村長から離れまして、おそれなく徴税吏といふものが別に設けられ、これは實際から見ますと、村の收入役がさういふ形になるのではないかと入役が、別個の形においてこれが行われるように、この改正はなつておると思ひます。従つてこれは裁判所の判事と同じような権限を持たせるといふ根拠が一体どこにあるかといふことである。ただ法律でその権限を與えればよいといふだけの考へであるか、あるいは憲法上に基くさういふ権限を與えてよいといふ條項があるのか、この点をひとつ聞いておきませんか、地方には裁判官の数はきわめてわずかでありまして、ことにいろいろ條件の上になつておりました、全部公正な人だといふことは言えぬのであります。が、一万二百幾つか持つておられます市町村あるいは都道府縣に、全部裁判所の判事と同じような権限を與えるといふことになつて参りますと、そこに非常に危険がある。もし選ばれた人が今の判事のような形において、職務についておる方であれば、われわれも一應信頼することができますが、しかし町村の徴税吏に対して、もしさういふことができることになつて参りますと、きわめて危険性が参ります。この点をどうお考えになりますか。

○殖田國務大臣 町村の徴税吏員を判事同様に置くのではありませんが、國稅徵收の場合と同じに扱おうといふのであります。國稅徵收では、今度の地方税法の規定と同じようなことが從來も行われておりますが、今後も行つて行くつもりであります。それはたとえば一定の証票を持つて行く、あるいは書問でなければ搜索をし得ない、あるいは本人その他の者を立ち合せる、また立合人の署名をとつて差押え調査をつくるというふうな、こまかい條件があるから、さしつかえなく行くのではあるまいかと考へておられます。しかしながら稅務署の職員ならまだいいが、市町村の吏員ではおほつたない。実はさういふお考えであるようでありまして、それは人の問題であります。十分に吟味いたしまして、また町民、村民がこれを十分に監視しておりますから、私はさういふ非違はないであらうと考へておられます。しかしながらやつてみまして、どうも至るところに間違ひだらけであるといふやうなことになる。さうすれば、さつそくまた改正の問題を考へなければならぬと思ひます。それから令状なしにやるということがどうかといふことが眼目と思ひますけれども、刑事事件でないから令状はいらないのである、さういふ考へをいたしておるのであります。令状に類するものを今後設けてはどうかといふお考えだらうと思ひますが、これも今後の運用によりまして、十分に考へなければならぬ問題だと思つておられますけれども、ただいまのところその必要はないと考へておるのであります。

○門司委員 実は私は今の法務總裁の意見では承服できないのであります。それは稅務署の數といひましても非常に少ないのでございまして、各稅務署の署長は相當の角度から選ばれております。しかし町村の实体は、おそらく收入後あるいはこれらのことにあたる人は、必ずしもそれだけの人格と手腕と經歷の持主ではないと思われまます。町村にはいろいろなものがあるので、その点を憂うるのであります。いいかげんにと言つて怒られるかもしれませんが、あるいはいかにがわしいやうな人たちが、何かの事情で町村の收入役その他に就任されておる場合に、罰せられる者が往々にして公正妥當を欠くといふ危険性を多分に持つておることを、一應申し添えておきます。それからもうひとつ大臣にお聞きしておきたいと思ひますことは、古物營業取締法の第一條にありますが問題でありまして、一度使用された物品もしくは使用されぬ物品で使用……。これは聞いたがわからぬのだ。質屋に入ればいいんだと呼ぶ者あり臨時物資需給調整法との關係はどうなるのですか。國民の所得にならばいいのだといふことになれば、われわれは當然新しいものでもさしつかえないといふやうに解釈するのですが……。

○殖田國務大臣 そのお話がありまして、私は実はこまかく法規を存じませぬので申し上げられませんが、しかし政府委員と委員との質疑應答によりまして、これはとても法規の解釈だけでは決着がつかない。實際の具體的の処置にあつて、われわれが常軌的に十分に慎重な態度をもつて臨んだならば、おだやかなる解釈がつかぬのではあるまいか。そこで私はその方面に十層努力をするといふことを申し上げました。

○殖田國務大臣 たとい三十五條の規定がありません、私は三十五條のよきな精神は、憲法全体に流れておると思ひます。従つてその精神に反しない限り、その精神に沿つた規定をなす以上は、その他の法律でも、それに類

○殖田國務大臣 町村の徴税吏員を判事同様に置くのではありませんが、國稅徵收の場合と同じに扱おうといふのであります。國稅徵收では、今度の地方税法の規定と同じようなことが從來も行われておりますが、今後も行つて

○殖田國務大臣 町村の徴税吏員を判事同様に置くのではありませんが、國稅徵收の場合と同じに扱おうといふのであります。國稅徵收では、今度の地方税法の規定と同じようなことが從來も行われておりますが、今後も行つて

○門司委員 実は私は今の法務總裁の意見では承服できないのであります。それは稅務署の數といひましても非常に少ないのでございまして、各稅務署の署長は相當の角度から選ばれております。しかし町村の实体は、おそらく收入後あるいはこれらのことにあたる人は、必ずしもそれだけの人格と手腕と

○門司委員 私はそれを聞いておりますのは、この法律が施行されました。ただいまも質屋に入れればよいといふお話がありましたけれども、質屋に入られても、流してしまつと質屋さんがひ

つかかりますから、危険であります。ここで一應あなた方の御解釈を聞いておきまして、それが速記録にはつきりしておりますれば、あとの取扱いは非常に楽になるのであります。法律の中に明記しなくても、この取扱いはこうすべきだという御解釈がつけば、非常に明瞭になるのであります。それが明瞭になりませんと、業者に迷惑をかけ、同時に國民に迷惑をかけるようになりますから、その点を突はお聞きしたのですけれども、今の法務總裁の御意見が、どうもこれを全部認めるわけにも行かぬというような御解釈になりますと、ちよつと困ると思つてす

が。
○殖田國務大臣　そういうわけではない。解釈は一應は政府委員より申し上げた通りの解釈なのであります。しかしながらそれにもまだだん／＼と疑義を生ずるといふお話でありますから、それはもう實際の具体的の場合処置するほか道がありませんといふことを申し上げたのであります。

○川西委員長代理　午前の審議はこの程度にして、一旦休憩をしたいと思います。なほ午後三時から再開することにいたします。

午後零時五十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕